「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（案）」に対する府民意見等と対応方針、府の考え方について

☆募集期間：平成28年12月５日（月曜日）から平成29年１月６日（金曜日）まで

☆募集方法：電子申請、郵送、ファックス

☆募集結果：15名から、15件（うち、意見の公表を望まないもの３件）のご意見・ご提言をいただきました。

寄せられたご意見等についての大阪府の考え方は以下のとおりです。なお、ご意見等は、個人や団体を特定又は類推できる情報を除き、

原則原文のまま掲載しています。また、類似のご意見・ご提案につきましては、まとめて公表しています。

【「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（案）」に対する府民意見等と対応方針、府の考え方について】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | ご意見等の内容 | 府の考え方 |
| １ | ・義務教育に手話教育を入れてほしい。・手話教育だけじゃなく、道徳の授業でろうあ者理解の勉強も。・府職員、市職員は全員簡単な手話を覚える。・同時にろうあ理解の勉強。・母子相談の充実・人工内耳のリスク・手話サークルなど紹介 | ・この度は、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（案）へのご意見、誠にありがとうございます。・手話の義務教育化については、国による学習指導要領の改正などの対応が必要となるものです。このため、まずは、府としての取組をしっかりと前に進めていきたいと考えています。・また、大阪府においては、職員向けに聴覚障がい者に関する理解を深める研修や視覚障がい者に関する理解を深める研修等を実施し、手話や点字などのほか、聴覚障がいのみならず、障がい全般の理解に取り組んでいるところです。・いただいた言語としての手話の習得等に係るご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| ２ | ・国際会議では聴覚障がい他言語に関しては字幕スクリー　ンを用いております。・また聴覚障がい児者とのコミュニケーションツールは 国内外聴覚障がい者だという個人情報保護のためにタブレット端末での文字シンボルマークでのコミュニケーションになって来ている。・大阪府はインクルージブ教育だったので府立高等学校普　通科に聴覚の子も同級生でいたので ４０代半ば以降は手話が言語だと当たり前すぎて今更何を言っているのって感覚です。 私学無償化など 障がい児を締め出す様な高等教育のあり方が一番障がい者との共生の機会を奪っていると思います。・発達障がい者など注意障がい者への配慮のため手話より　もタブレット字幕スクリーンで情報保障を進めインクルージブ教育で幼少期から日本手話普通にし続けていたら良いと思う。最近英語の手話とダイビングのハンドサインとチャンポンで困っている医療通訳士より。 私らにしたら東京語と日本手話と英語って自然と使いわけれました。 | ・この度は、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（案）へのご意見、誠にありがとうございます。・手話は、障害者基本法において、「言語（手話を含む。）」と明記されており、明確に言語であるにもかかわらず、「手話が言語である」という認識の普及は十分ではありません。手話が、言語としての社会での扱いを受けるには、①言語として多くの人に認識され、②習得する機会が確保され、もって、より多くの機会で手話を使用することのできる社会的環境が確保されていることが必要です。このため、言語としての手話の「①認識」や「②習得の機会」に関する取組を進めていくことで、聴覚に障がいのある方々はもとより、聴覚に障がいのある方々と共に生活し、学び、又は働く方々が手話を習得し、もって府民の皆さまが、より多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現に寄与していきたいと考えています。・いただいた国際会議等における対応状況等のご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| ３ | ・この条例（案）を読んで受けたイメージは、聴覚障がい者に限定した狭い範囲での条例文と思いました。もっと広い範囲で考えて欲しいです。・聴覚障がいを持つ児童だけを対象とするのでなく全ての児童を対象に、手話を習得できるようにすべきと思います。・また、他の教科と同じように「手話」としてきちんと系統立ったカリキュラムを作って進めて欲しいです。・その他、ほとんどの条例文に、聴覚障がい者に関わる者と記載されていますが、全ての府民を対象にして欲しいです。 | ・この度は、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（案）へのご意見、誠にありがとうございます。・手話は、障害者基本法において、「言語（手話を含む。）」と明記されていますが、手話が、言語としての社会での扱いを受けるには、それを「習得する機会が確保」されていることが必要です。このため、言語としての手話の「習得の機会」等に関する取組を進めていくことで、聴覚に障がいのある方々はもとより、聴覚に障がいのある方々と共に生活し、学び、又は働く方々が手話を習得し、もって府民の皆さまが、より多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現に寄与していきたいと考えています。お示しのように「聴覚障がい者に限定」したり、「聴覚障がいのある児童だけを対象とする」といったことは、基本的には考えておりません。・また、手話の義務教育化については、国による学習指導要領の改正などの対応が必要となるものです。このため、まずは、府としての取組をしっかりと前に進めていきたいと考えています。・いただいた施策の対象者等に係るご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| ４ | ・生まれて間もない頃に解熱薬療法の副作用でろうあ者の　一人になって５０年以上たちます。手話を言語として認める条例が広がっているのはうれしいことです。ぜひ、関東より大阪が筆頭となって日本の手話普及に努めてほしいと思います。大阪人は、突っ込みのきいたコミュニケーションをする民族イメージがあります。手話を使う大阪人もその通りです。これが大阪の手話だ！とＰＲするのもよろしいかと思います。そのためには、大阪の手話の特徴をいろいろ取り上げていただければ、全国からも注目されやすくなるのではと考えます。・参考にしていただければ幸いです。何卒よろしくお願いいたします。 | ・この度は、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（案）へのご意見、誠にありがとうございます。・手話は、障害者基本法において、「言語（手話を含む。）」と明記されており、明確に言語であるにもかかわらず、「手話が言語である」という認識の普及は十分ではありません。手話が、言語としての社会での扱いを受けるには、①言語として多くの人に認識され、②習得する機会が確保され、もって、より多くの機会で手話を使用することのできる社会的環境が確保されていることが必要です。このため、言語としての手話の「①認識」や「②習得の機会」に関する取組を進めていくことで、聴覚に障がいのある方々はもとより、聴覚に障がいのある方々と共に生活し、学び、又は働く方々が手話を習得し、もって府民の皆さまが、より多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現に寄与していきたいと考えています。・いただいたＰＲのあり方等に係るご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| ５ | ・提言について、追加してもらいたい点を提案します。・私は今、手話通訳を目指しています。・聞こえる人は、「手話を使ってコミュニケーションしている人もいる」ということは多くの人が知っています。・でも、手話を知らない人と話すとき、“筆談でもいいじゃないか”とか、“補聴器をつけていたら大きな声ならわかるだろう”とか、“最近は人工内耳というのもあって手術をしたら聞こえるんでしょ？”“聞こえないのに運転して大丈夫？”など、まだまだ聞こえない人の生活について正しく理解されていません。私自身もまだまだ知らないことだらけです。・手話が学べる使える環境を整えるためには、まず、“聞こえないことがどういうことなのか”“どうして筆談でなく手話が必要なのか”をもっと知る必要があります。・近所にろう者が住んでいない人でも、あたりまえに手話が身近なものだと思えるくらいに普及する必要があります。・例えばお昼やゴールデンのバラエティ番組でも頻繁に情報アクセシビリティについて取り上げる。手話歌だけでなくろう者の人生体験を取り上げる。また、スーパーやコンビニ、駅でも簡単な手話を使える研修を推進する。大画面広告でも手話の必要性をPRする、日常的に手話を使うアイドルがいても良いなと思います。ぜひ、「聞こえないことへの理解」を提言に追加してほしいと思います | ・この度は、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（案）へのご意見、誠にありがとうございます。・手話は、障害者基本法において、「言語（手話を含む。）」と明記されており、明確に言語であるにもかかわらず、「手話が言語である」という認識の普及は十分ではありません。手話が、言語としての社会での扱いを受けるには、①言語として多くの人に認識され、②習得する機会が確保され、もって、より多くの機会で手話を使用することのできる社会的環境が確保されていることが必要です。このため、言語としての手話の「①認識」や「②習得の機会」に関する取組を進めていくことで、聴覚に障がいのある方々はもとより、聴覚に障がいのある方々と共に生活し、学び、又は働く方々が手話を習得し、もって府民の皆さんが、より多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現に寄与していきたいと考えています。・また、大阪府では、お示しの障がい理解の推進について、これまでも「共に生きる障がい者展」の開催等により、取り組んでいるところです。・いただいたＰＲのあり方等に係るご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| ６ | ・条例（案）概要では、平成 28 年（2016 年）４月に大阪府障がい者施策推進協議会 のもとに設置した「手話言語条例検討部会（障がい当事者をはじめ学識経験者等によって構成。）」において、大阪府における手話言語に係る条例や取組みの方向性を検討し、同年 8 月 31 日にまとめられた部会としての提言に基づき、「手話が言語であるという認識のもと、聴覚に障がいのある者をはじめ、聴覚に障がいのある者と共に生活し、学び、又は働く人たちが手話を習得し、もって府民がより多くの機会で手話を使用することのできる社会（＝聴覚障がい者が、手話通訳によらずとも、聴覚に障がいのある者と共に生活し、学び、働く者と手話で意思を通じ合うことのできる社会）の実現に寄与することを目的として、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」の案を策定をする」とされています。・しかし「手話通訳によらずとも～」という表記は、手話通訳者が必要な合理的配慮に欠けていると思います。手話ができることは手話通訳ができることではありません。「手話通訳によらずとも」は削除するようにお願いします。 | ・この度は、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（案）へのご意見、誠にありがとうございます。・お示しの「手話通訳によらずとも」という表記については、手話が障害者基本法において「言語（手話を含む。）」と明記されており、明確に言語であるにもかかわらず、「手話が言語である」という認識の普及は十分でなく、手話を習得する機会が確保されず、もって、より多くの機会で手話を使用することのできる社会的環境が確保されていない状況であるため、この条例により、言語としての手話の認識を広め、習得の機会に関する取組を進めていくことで、聴覚に障がいのある方々はもとより、聴覚に障がいのある方々と共に生活し、学び、又は働く方々が手話を習得し、もって府民の皆さまが、より多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現に寄与していきたいとの考えから、行っているものです。・現状では、お示しのように、総合支援法に基づく意思疎通支援事業としての手話通訳者の派遣等によらなければ、意思疎通が困難な場合等もあるかと思います。・今後、条例に基づく施策を着実に前に進めていけるよう、取り組んでいきたいと考えています。 |
| ７ | ・子どもが学校で手話を学んできていたので、手話が言語として世界全体で認められないまま長期間経過し、現在でも手話が教育現場等で言語として認められていないということを初めて知りました。聴覚障がい児者が電車内で手話で会話をされているのを見てとてもほほえましく見ておりましたが、そうは思っておられない方もおられるのかなあと思ったりいたします。・この条例の制定により、府民が手軽に手話を学ぶことができるようになり、多くの方が手話を使うことができるようになることを期待しています。・手話も日本語の方言のように一つの言葉に対して様々な　手話があるように思います。手軽に手話を学べて、手軽に手話を使っていただけるようにするために、ある程度の手話の標準語のようなものがあればいいのではないかと思います。現在の手話を否定するのではなく、標準語の方言のような形で認めていければいいのかと思います。 | ・この度は、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（案）へのご意見、誠にありがとうございます。・手話は、障害者基本法において、「言語（手話を含む。）」と明記されていますが、手話が、言語としての社会での扱いを受けるには、お示しのように、それを「習得する機会が確保」されていることが必要です。このため、言語としての手話の「習得の機会」等に関する取組を進めていくことで、聴覚に障がいのある方々はもとより、聴覚に障がいのある方々と共に生活し、学び、又は働く方々が手話を習得し、もって府民の皆さまが、より多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現に寄与していきたいと考えています。・いただいた言語としての手話の習得に係るご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| ８ | ・手話を第１言語として使うろう者の願いは、どこへ行っても手話で話せる社会を望んでいる。・そのために、小さい子どもから手話を獲得できる環境をつくること。小学校からの教科に「国語」「算数」などと同じように「手話」のカリュキラムを入れる。・聴覚障害の有無に関係なく手話を学んだ子どもたちが、大きくなったとき手話で話せる社会を作ることを願いたい。 | ・この度は、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（案）へのご意見、誠にありがとうございます。・手話は、障害者基本法において、「言語（手話を含む。）」と明記されていますが、手話が、言語としての社会での扱いを受けるには、それを「習得する機会が確保」されていることが必要です。また、言語は、本来誰からも教わらずとも乳幼児期に自然に習得されるものですが、聴覚に障がいのある子どもの保護者などが手話を使えない場合、その子どもは手話を自然に習得することができず、習得するための仕組みもありません。このため、言語としての手話の「習得の機会」等について、とりわけ、大阪府ならではの取組として、聴覚に障がいのある乳幼児とその保護者の皆さまが、自然に習得する言語として手話を選択しようとするときに、そのことを支援する「環境づくり」などを進めていくことで、聴覚に障がいのある方々はもとより、聴覚に障がいのある方々と共に生活し、学び、又は働く方々が手話を習得し、もって府民の皆さまが、より多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現に寄与していきたいと考えています。・手話の義務教育化については、国による学習指導要領の改正などの対応が必要となるものです。このため、まずは、府としての取組をしっかりと前に進めていきたいと考えています。・いただいた言語としての手話の習得に係るご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| ９ | ・僭越ながら少しだけ述べさせていただきたいと思います。私は、ろう者です。・ろう子どもたちの本音(SOS)を聴かせてほしいと思います。・聞こえ訓練、口話訓練なんかいらない、耳の代わりは目　　でみてわかる能力を持っています。補聴器をつけても、聴くより見ることを自然に身をつけています。・聴者(病院の医師、専門家)が補聴器、人工内耳を強制にお勧め、手話不要論というような環境を押し付けないでほしいと思います。寝る時、入浴時、スポーツの時は、補聴器、人工内耳を外します。全く聴こえません。コミュニケーション手段は、やはり手話が必要でしょう。補聴器、人工内耳をつけてもいいから、手話教育と環境を図るのが1番だと思います。・そのためには、病院の医師たちへの理解をもう一度求めることはできるでしょうか？新生児対応といった相談所、手話がありますよ、というふうに紹介をわかるように設置はできるでしょうか？ | ・この度は、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（案）へのご意見、誠にありがとうございます。・手話は、障害者基本法において、「言語（手話を含む。）」と明記されており、明確に言語であるにもかかわらず、「手話が言語である」という認識の普及は十分ではありません。手話が、言語としての社会での扱いを受けるには、①言語として多くの人に認識され、②習得する機会が確保され、もって、より多くの機会で手話を使用することのできる社会的環境が確保されていることが必要です。このため、言語としての手話の「①認識」や「②習得の機会」に関する取組を進めていくことで、聴覚に障がいのある方々はもとより、聴覚に障がいのある方々と共に生活し、学び、又は働く方々が手話を習得し、もって府民の皆さまが、より多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現に寄与していきたいと考えています。・また、今後、条例に基づき、まずは、聴覚に障がいのある子どもやその保護者を対象に手話の習得や必要な相談等を実施するためのネットワークづくりに取組んでいく予定です。・いただいた言語としての手話の習得等に係るご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| 10 | ・「言語としての手話の認識が低い」よりも、「手話」そのものの認識が低いと思われますが。・こどもと企業だけに限定せずに「手話」を府民に広げる施策についても具体的なものを入れてほしい（アンケートより）・手話を習得する機会として、中途失聴者についてはどのように考えるのか？又、乳幼児期から手話を習得する機会があったとしても、手話でコミュニケーションのとれる社会的環境を整える内容について明記してください。・府民だけでなく、府庁内での手話習得の方策についても明記してほしい。 | ・この度は、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（案）へのご意見、誠にありがとうございます。・手話は、障害者基本法において、「言語（手話を含む。）」と明記されており、明確に言語であるにもかかわらず、「手話が言語である」という認識の普及は十分ではありません。手話が、言語としての社会での扱いを受けるには、①言語として多くの人に認識され、②習得する機会が確保され、もって、より多くの機会で手話を使用することのできる社会的環境が確保されていることが必要です。このため、言語としての手話の「①認識」や「②習得の機会」に関する取組を進めていくことで、聴覚に障がいのある方々はもとより、聴覚に障がいのある方々と共に生活し、学び、又は働く方々が手話を習得し、もって府民の皆さまが、より多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現に寄与していきたいと考えています。・また、手話でコミュニケーションのとれる社会的環境を整えるため、府として、従来より、手話サークル等の支援を行う機能を持つ聴覚障がい者情報提供施設の運営に対して補助を実施しているほか、中途失聴された方々を対象とした手話講座の実施、総合支援法に基づく意思疎通支援事業として、特に専門性の高い手話通訳者の養成や派遣等の取組を行っています。さらには、府の職員向けに聴覚障がい者に関する理解を深める研修や視覚障がい者に関する理解を深める研修等を実施し、手話や点字などのほか、聴覚障がいのみならず、障がい全般の理解に取り組んでいるところです。・いただいた言語としての手話の習得等に係るご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| 11 | ・「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」→「手話の認識の普及」これは「手話は言語である」ということを知っているとの理解にとどまっているので、なんら今までとかわりがないのでは？・４「手話を学ぶ」ことに簡単にアクセスできる・・・→今でも電話1本で役所に聞ける。どのような内容で、　　　また、どのような支援が受けれるか？地域で友達どうしで学習会などすれば助成金がもらえる等々。・８．手話通訳者など・・・→養成・派遣ですが、条件等があり、誰でも受けることが出来る訳ではない。派遣でも同じである。そのあたりは「大阪府の条例」として、どう対応していくのかがわからない。・全体を見て、感じたことは、聴覚障がい児に関してはよいと思う所があるが、その他に関しては、あいまいで条例ができたからといって、かわりはない様に思います。 | ・この度は、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（案）へのご意見、誠にありがとうございます。・大阪府では、従来より、手話サークル等の支援を行う機能を持つ聴覚障がい者情報提供施設の運営や聴覚に障がいのある方々への相談支援を行う事業に対する補助を実施しているほか、中途失聴者を対象とした手話講座の実施、総合支援法に基づく意思疎通支援事業として、特に専門性の高い手話通訳者の養成や派遣等の取組を行っています。・一方、手話は、障害者基本法において、「言語（手話を含む。）」と明記されており、明確に言語であるにもかかわらず、「手話が言語である」という認識の普及は十分ではありません。手話が、言語としての社会での扱いを受けるには、①言語として多くの人に認識され、②習得する機会が確保され、もって、より多くの機会で手話を使用することのできる社会的環境が確保されていることが必要です。このため、言語としての手話の「①認識」や「②習得の機会」に関する取組を進めていくことで、聴覚に障がいのある方々はもとより、聴覚に障がいのある方々と共に生活し、学び、又は働く方々が手話を習得し、もって府民の皆さんが、より多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現に寄与していきたいと考えています。・いただいた手話に関する施策に係るご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| 12 | ・「概要等について」Ｐ２．１行目～５行目で「手話が言語として扱われているとはいえません」と書かれています。・が、今回の条例のタイトルは「認識の普及と習得の機会の確保」に限定されており、「手話が言語として扱われる大阪府の実現」には程遠いように思われます。・提言の概要には、「８おわりに」で意思疎通支援事業については別途検討している旨が記されていますが、福祉としての手話通訳ではなく、手話を言語として扱う際の手話による意思疎通（専門的な内容になれば、当然手話通訳が必要）については、この条例の中で扱うべき課題と考えます。・少なくとも、大阪府が手話を使用する聴覚障害者と応対する時には、手話通訳を手配することを明記してください（差別解消法の合理的配慮と別と考えます） | ・この度は、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（案）へのご意見、誠にありがとうございます。・大阪府では、従来より、手話サークル等の支援を行う機能を持つ聴覚障がい者情報提供施設の運営や聴覚に障がいのある方々への相談支援を行う事業に対する補助を実施しているほか、中途失聴者を対象とした手話講座の実施、総合支援法に基づく意思疎通支援事業として、特に専門性の高い手話通訳者の養成や派遣等の取組を行っております。・一方、手話は、障害者基本法において、「言語（手話を含む。）」と明記されており、明確に言語であるにもかかわらず、「手話が言語である」という認識の普及は十分ではありません。手話が、言語としての社会での扱いを受けるには、①言語として多くの人に認識され、②習得する機会が確保され、もって、より多くの機会で手話を使用することのできる社会的環境が確保されていることが必要です。このため、言語としての手話の「①認識」や「②習得の機会」に関する取組みを進めていくことで、聴覚に障がいのある方々はもとより、聴覚に障がいのある方々と共に生活し、学び、又は働く方々が手話を習得し、もって府民の皆さまが、より多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現に寄与していきたいと考えています。・いただいた手話に関する施策に係るご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 |